

垂水市での新生活を応援します!

賃貸住宅家賃 助成事業

補助期間

3年間



01

新婚世帯

月額

15,000

円

02

中学生以下の子どもが
2人以上いる転入世帯

月額

15,000

円

03

単身転入世帯

月額

5,000

円

04

その他転入世帯

月額

10,000

円



垂水市賃貸住宅 家賃助成事業



1 事業趣旨

垂水市内で婚姻により新居を構える若年夫婦世帯又は転入者に対し、賃貸住宅物件（空き家バンク賃貸物件含む）の家賃の一部を補助します。

2 補助要件

〈対象〉 次の①～⑤のすべての要件を満たす方

- ①本市に住民登録してから6か月を経過していない世帯又は婚姻を契機として夫婦のいずれかが転入もしくは転居し、その日から6か月を経過していない若年夫婦世帯
- ②家賃から住宅手当を差し引いた額を月額3万円以上支払う者
- ③公的制度による家賃補助を受けていない者
- ④市税の滞納がない者（世帯全員）
- ⑤過去に本補助金の交付を受けていない者

〈対象物件〉

- ①市営住宅等の公的賃貸住宅以外の賃貸住宅
- ②社宅・官舎または寮等の事業主から賃貸を受けていない住宅
- ③申請者が締結した賃貸借契約に基づく住宅

3 補助額（世帯区分により異なります）

- ①婚姻し垂水市内で新居を構える若年夫婦世帯（夫婦共に40歳未満）：月額15,000円
- ②0歳から中学校卒業まで（満15歳になった日以降の最初の3月31日まで）の子どもが2人以上いる転入世帯：月額15,000円
- ③单身転入世帯：月額5,000円
- ④その他転入世帯：月額10,000円

4 補助対象期間

交付決定の日から3年間（36か月）

※**毎年度、申請していただきます。**

5 申請の流れ

1 交付の申請／申請者

住民登録又は転居（婚姻を契機とした場合）してから

6か月以内に、以下の書類を提出。

- ①賃貸住宅家賃助成事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ②住宅手当等支給状況証明書（第2号様式）
- ③賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ④世帯全員の住民票
- ⑤世帯全員に市税の滞納がないことを証する書類
- ⑥戸籍謄本（若年夫婦世帯のみ）

2 交付決定または不交付決定／垂水市

受付後、交付申請の書類審査を行います。交付を決定した場合は、交付決定通知書（第3号様式）を市役所から申請者あてに送付します。

※審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、不交付決定通知書（第4号様式）を通知します。

3 補助金の請求／申請者

補助金の交付期間のうち、4月から9月までを前期分、10月から3月までを後期分とし、

- ・請求書（第7号様式）
- ・家賃の支払いを証明する書類
- ・住宅手当支払証明書（任意様式）

を添えて期限内に提出してください（一括請求可）。

★**前期分は9月未まで、後期分は3月未までに提出★**

4 補助金の交付／垂水市

請求により、補助金を支払います。